

01 警察庁 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1032020	鞆町内狭隘路原則自動車通行禁止と通行熟練市民等に随時、通行許可証交付の円滑化の要件緩和	歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない 要件緩和を求める。	鞆町内狭隘路を原則自動車通行禁止とし、地元住民には、常時通行許可証を発行し、鞆町内狭隘路通行熟練した地元出身者や地元商店等への納入業者等に対して、通行許可を随時、監視員より通行許可証を交付する。不正予防の為、監視カメラによる録画を行う。	<p>提案理由： 鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者用の通路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。</p> <p>代替措置： そこで、鞆町内狭隘路を道路交通法の道路標識等による原則自動車通行禁止とし、通行許可を鞆町内狭隘路通行熟練市民等に随時、許可証交付する事により町内交通を円滑し、又、高齢者福祉に貢献出来ると考える。</p>	広島県	個人	警察庁
1090020	サッカーロード特区道路標識の要件の緩和	現行法で規定されている道路標識について、道路管理者と公安委員会との協議において安全が確保できると判断された場合には、道路管理者がサッカーボールのデザインを道路上に設置できるものとする。	サッカーボールの模様を市内道路上に設置することにより、「サッカーのまち藤枝」への幼いころからの愛着と誇りを醸成するとともに、訪問者へのサッカーのまちのPRを図る。具体的には、サッカーボールの模様(白ベイントとアスファルトの黒)を取り込んだデザインとし、スクランブル交差点の真ん中等にサッカーボールの模様を描く。	<p>提案理由 これまで道路標識については、安全への配慮から視認性を考慮し、全国一律の規定となっており、地域間で違いがなかった。しかし、地方分権時代となり、本年7月26日の警察庁からの通達(法定外表示等の設置指針について)においても「地域性」を助案し、「まちづくり計画等との整合性」を図る旨定められている。本市のシンボルともいえるサッカーボールを道路上に描くことにより、「サッカーのまち藤枝」を有効的にPRし、地域活性化のための手段として利用する。</p>	静岡県	藤枝市	警察庁 国土交通省
1104010	美しい日本のまちづくりカーシェアリング特区	カーシェアリング車輛の保管場所証明書の発行の認可主体に関しての不明確さはカーシェアリング全国展開に大きな障害となっている。カーシェアリング車輛は無人ステーションに常に所在し、近隣特定会員が使用、返却、保管する事から「自動車の本拠の位置」に該当、単なる「保管場所」ではない。保管場所証明申請者の住所が遠距離にあると、全国のカーシェアリングステーションを「使用の本拠の位置」と認可頂きたいのが、本措置の具体的内容である。	カーシェアリングの全国展開普及は、日本の交通環境、まちづくりに大きな社会的効果がある。 内閣府構造改革特区推進本部第4次提案「環境に優しいレンタカー型カーシェアリング特区」内に於いて、車庫証明の弾力的認可を提示しているが、実現していない。 なお、本事業提案内容には別様がある。	<p>現状の保管場所証明許可手続きにの判断基準が模糊曖昧であり、カーシェアリングの全国展開に大きな支障となっている。 現実に車庫証明を提出し、管轄警察署の判断を得られないケースが存在する。 内閣府構造改革特区推進本部第4次提案「環境にやさしいレンタカー型カーシェアリング特区」の全国展開認可は、かえって同提案に内包された車庫証明の不明確さを如実に露呈される結果を生じた。 【国土交通省各運輸支局旅客課がカーシェアリング事業者毎に審査、受理、認定作業を行っており、このカーシェアリング許可証写しをもって、認可するという方式を提案する。 弊害発生防止の措置として、車庫証明申請を提出する際、自動車の管理責任者、及び責任主体事業者も明確に記載させた「理由書」を添付させる。 なお、本事業提案内容には別様がある。</p>	北海道、東京都、愛知県、広島県	ウインド・カー株式会社、シーイーブイシェアリング株式会社、東海求人サービス株式会社、株式会社マツダレンタカー、日本カーシェアリングネットワーク有限責任事業組合	警察庁 国土交通省
1062020	電動トラムの車道走行許可	・電動トラム(車検済み牽引車+車検基準に達しない被牽引客車で構成されるダブルストレーラー)の道交法上の道路走行を可能とする。 ・デザイン上達しない基準は窓ガラスが無いこと、ウィンカーが無いこと、ドアが簡易であること、バリアフリーなど事業用バスとしての基準である。	・顧客湧出点及び各商業地間を繋ぐ電動トラムにより街全体の回遊性を高め、活性化する。 ・北谷町内特定エリアにおいて、商業・観光エリア内車道で電動トラムを、乗客から料金を徴収して走行させる。 ・車両例は添付資料2の海外事例を参照。	・欧米の先進諸国に見られるように、リゾート・商業地では回遊性を高めるために移動をスムーズにすることが重要である。 ・また、デザイン的にも楽しさや、気軽に乗ってみたいくなるようなデザイン上の工夫が、利用意欲を高めるために重要である。 ・駐車場を集中・分散し、駐車場と各観光要素間を巡回することで交通負荷を抑え、環境にやさしい街づくりを目指す。	沖縄県	北谷町、ユーデッキ株式会社	警察庁 国土交通省

01 警察庁 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1070020	緊急自動車の指定要件の緩和	消防機関以外の自治体の行う緊急を要する傷病者の搬送業務において使用する車両を緊急自動車として指定し、業務に利用可能とする。	<p>道路交通法施行令第13条第1号の2では、市町村が傷病者の緊急搬送のために使用する緊急用自動車となっている。一方、消防機関が行う救急業務は、高度な専門知識や技術が要求されていることから、消防法で一定の資格を有する消防吏員による救急隊員3人で当ることとされている。</p> <p>今回の提案は、消防法に規定する救急隊員と同等以上の資格を有する消防職員OB又は看護師を含む3人体制による緊急患者搬送業務で使用する車両である。また対象地域を限定した事業であり、走行範囲が限定され、緊急走行の付与による交通の安全と円滑を阻害する要因とはならない。</p>	<p>今回の事業の実施対象地域は、救急車両でも市内中心部より約40～50km・約1時間余りかかる山間地域で、道路環境も悪く、比較的交通量は少ないものの、大型トラック等走行の際にはさらに時間を要し、救急業務は容易ではない。こうした地域からの搬送時間を短縮させるために、消防機関による出張所に替わる、市独自で行う緊急を要する傷病者等の搬送事業所を対象地区の中心部におき、24時間体制で住民の要請に基づき救急搬送車両を運行する計画である。過去、搬送時間を短縮するために住民自ら救急車を要請後、出合うところまで自家用車で患者を搬送したケースもあったが、高齢化によりそれも容易ではなくなっている。こうした事態をなくし、救命率の向上を目指すには、緊急走行は不可欠である。赤色回転灯及びサイレンを鳴らすことにより、周囲に緊急搬送中であることを促し、安全に患者を搬送することができる。</p>	大分県	日田市	警察庁 総務省
1074010	自転車タクシーの歩道走行の容認	現在、歩道を走行できるのは、歩行者(歩行補助車を含む)、普通自転車だけであるが、地域の振興のために運行する自転車タクシーも歩道の走行を可能とする。	<p>平成18年10月21日、新快速電車の京阪神から敦賀への直接乗入れが実現し、県、市および地元が一体となって、新快速直通化の効果を活かしたまちづくり、誘客促進について取り組んでいく。</p> <p>そこで、愛・地球博により、エコロジーでクリーンな乗り物として、国民に広く認知されるようになった「自転車タクシー」を活用して、中心市街地やその周辺の観光スポットを巡回する手段を提供することにより、観光スポットのPR促進はもとより、日本海側初となる「自転車タクシー」を観光の目玉として、誘客を促進し、中心市街地の活性化を図る。</p>	<p>【提案理由】 中心市街地の活性化に当たっては、店の前を人々が歩いたり、自転車で通行することが効果的と言われている。運行速度が最高で15km/hとゆっくりと走行する自転車タクシーについても、店の前を運行することで中心市街地の活性化に資するものと思われる。</p> <p>しかしながら、自転車タクシーは、現行法上「軽車両」と分類され、道路交通法第17条第1項により歩道の通行が認められていない。</p> <p>このため、本特例措置により、自転車タクシーの歩道通行を可能とし、中心市街地の活性化を図りたい。</p> <p>【代替措置】 法第63条の4のように、自転車タクシーについても、公安委員会により歩道の通行を可能とする道路標識を設置できるようにする。</p> <p>または、法77条第1項のように運行車両、運行地区、運行形態等を含め所轄警察署長の許可を得ることとし、所轄警察署長はその目的を損なわない範囲で条件を付することができることとする。</p>	福井県	福井県、敦賀市、自転車タクシー利活用推進協議会、福井県健康バイコロジー推進協議会	警察庁
1100010	原動機付自転車の法定速度を上げる	原動機付自転車の法定速度を時速30キロから時速60キロにする	自動車から原動機付自転車への乗り換えを促し交通渋滞の解消を図る	<p>単に道路が四輪の自動車で渋滞するなら、小型の原動機付自転車にしたら渋滞が解消するのではないかと。狭い道で後続の四輪の自動車に迷惑を掛けずに四輪と同じ速度で運転すると違反でつかまることがあるのでは困るから。制限速度時速60キロの二段階右折禁止の道路で現在の法定速度時速30キロで右折をしようとすると、低速すぎて、危険。交通渋滞が少なくなれば、バス等の公共交通機関の運用がやりやすくなり、より交通渋滞がなくなるのではないかと。原動機付自転車の制限速度を上げることにより、事故の発生が懸念されるが、原動機付自転車、自動車免許取得時の実技講習、車両の方には、車両に時速何キロに対応、安定性等表示、現在使用中の車両は広告等でユーザーに伝えることにより事故防止を防ぐ。原動機付自転車なら道路の痛みも四輪の車より少ないと考えられる</p>	神奈川県	個人	警察庁
1117010	セグウェイの自転車専用道路の利用について	独特な仕様から現状の道路交通法では、そのまま公道で乗ることが不可能なセグウェイを自転車専用道路に限って利用を可能とし、自然環境や住環境に良い街づくりを推進させる。なお、自動車専用道において、利用が認められないのであれば、自転車同様、セグウェイ専用道路の整備を推進していただきたい。	セグウェイは最高速度で20km/hとなっており、一般的な自転車と同程度の運行速度であることから、歩行者などが通行する部分と構造的に分離されている自転車専用道路での利用を可能とする。これにより、環境にやさしい新たな街づくりが可能になるとともに当該地域の観光客の増加にもつながると考える。	最高速度などの機能面から判断して、セグウェイは自転車以上に危険性を有する乗り物ではない。このことから、自動車や歩行者と混ざらない自転車専用道路においてセグウェイを利用しても、特段の危険性は生じないと考える。また、セグウェイを購入するには、自賠責保険への加入、及び運転教習が必須となっていることから、必要な安全性は担保されていると考える。	群馬県、東京都	1stSegwayJP	警察庁 国土交通省

01 警察庁 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1032010	2種運転免許制度の要件緩和	自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ第2種免許を受けなければならない要件緩和を求める。	鞆町郊外の観光客用駐車場より鞆町内への移動手段と地元高齢者の町内移動手段として、鞆町内狭隘路の自動車運転に熟練した市民による旅客自動車運転を簡単な適正検査と講習によって地域限定2種運転免許取得を可能とする。	<p>提案理由： 鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者用の通路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。 又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦勞している。</p> <p>代替措置： そこで、観光客や地元高齢者住民の移動手段の一つとして、鞆町内狭隘路の自動車運転に熟練した市民による旅客自動車の公道運行を実現する為に、道路交通法の旅客自動車運転を地域限定で2種運転免許制度の要件緩和により、町内交通円滑化と高齢者福祉に貢献出来ると思う。</p>	広島県	個人	警察庁
1109050	公共交通機関未整備(撤退)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転の許可	現在公共交通機関が撤退した地域では高校生の通学に不便をきたしており、登下校の際は保護者又は祖父母による送迎が当たり前となっています。そこで、高校生の運転免許の規制を地域限定で許可することで、登下校の際の高校生の通学の利便性を向上させます。	新潟県妙高市の関山・新井間(県道262号・97号)では現在関山新井間の直通バスが運行されておらず、高校生や住民の方は自動車免許がない場合、公共交通機関の利用ができず、特に高校生は登下校の際は不便を強いられています。そこで、高校生が車両を利用できる範囲を限定範囲の中で許可し、登下校等の際の利便性を向上させます。また、実現することで高校生が年配者の方への車両を利用した送迎も可能となり、年配者の利便性も向上します。実現が困難な場合は、行政がコミュニティバスを発信させるなどの方法を講じることで可能と考えます。	新潟県妙高市の関山・新井間(県道262号・97号)では現在関山新井間の直通バスが運行されておらず、高校生や住民の方は自動車免許がない場合、公共交通機関の利用ができず、特に高校生は登下校の際は不便を強いられています。そこで、高校生が車両を利用できる範囲を限定範囲の中で許可し、登下校等の際の利便性を向上させます。また、実現することで高校生が年配者の方への車両を利用した送迎も可能となり、年配者の利便性も向上します。実現が困難な場合は、行政がコミュニティバスを発信させるなどの方法を講じることで可能と考えます。	東京都、新潟県	学校法人国際総合学園、国際ホテル・ブライダル専門学校、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	警察庁
1115010	『自由気ままに北海道・台湾国際免許特区』北海道エリア内限定 中華民国(台湾)向け国際運転免許証の発行	現在、公に国家として認められていない中華民国に対し、北海道エリア限定で国際運転免許証を発行し、台湾人の北海道内限定で自動車の運転を可能にする。	今回の提案よってのメリットは、 (1) レンタカー利用の増加 (2) 台湾人観光客の個人向け商品の展開 (3) 観光地だけではなく周辺エリアまで拡大した経済効果 (4) 台湾人観光客数の増加 (5) 外国人観光客が利用しやすい道路インフラの整備 特にレンタカー業界は現在外国からの北海道観光客の半数を占める台湾人観光客に対して新たな商品展開が可能になる。また、北海道は閉ざされたエリアであり、車を利用して北海道外へ出ることが出来ないのでエリア限定とすることが容易である。 添付詳細説明あり	中華民国は現在、公に国家として認められていない地区となっている。そのためジュネーブ条約に加盟していないので、国際運転免許証を発行する条件に当てはまらない。 また、ジュネーブ条約に非加盟でもフランス、ドイツのように運転技術の確認が行えれば、国際運転免許を発行しているが、中華民国は未確認である。 添付詳細説明あり	北海道	Windcar株式会社	警察庁 外務省
1034020	バス停標識に添加する広告物の緩和	通達により、バス停標識に添加する広告物の取り扱いについて、「添加広告等は、原則として教育、医療及び公共交通機関等公共性を有するもの、またはそれらに準ずる公共性があると認められるものに限って許可するものとする。」と規定されている。そこで、広告収入を得られるようにするため、バス停標識の添加広告に企業広告も認める。	盛岡市は交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行充実を図るため、国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ道半ばの状態であり、今後も重点的に施策を展開する計画である。このため、(社)岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステムやバス停上屋等を活用して有料の広告を添加等を行い、当該システムやバス停上屋等の維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。対象地域はバスロケーションシステムが稼働している盛岡市周辺地域を想定している。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上屋等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加し、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令」欄記載の規制のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)岩手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)	岩手県	盛岡市	警察庁 国土交通省

01 警察庁 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1034030	バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可	通達により、「バス停上屋に設置されている電光掲示板に表示する情報は、バス停留所を利用するバスの運行状況等に限るものとし、広告と認められる情報は表示しないこと。」とされている。そこで、広告収入を得られるようにするため、運行情報表示部を除くお知らせ表示部(128文字/回)のみ広告を流すこと認める。	盛岡市は交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行充実を図るため、国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ道半ばの状態であり、今後も重点的に施策を展開する計画である。このため、(社)岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステムやバス停上屋等を活用して有料の広告を行い、当該システムやバス停上屋等の維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。対象地域はバスロケーションシステムが稼働している盛岡市周辺地域を想定している。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらかつバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上屋等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加し、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令」欄記載の規制のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)岩手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)	岩手県	盛岡市	警察庁 国土交通省
1034040	バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の添加許可	通達により「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加を認めるのは新規かつ一体的に整備をする上屋であり、既設の上屋への添加は認められない」とされている。そこで、ハイグレードバス停に設置されている既存の上屋については、広告物の添加を可能とする。	盛岡市は交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行充実を図るため、国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ道半ばの状態であり、今後も重点的に施策を展開する計画である。このため、(社)岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステムやバス停上屋等を活用して有料の広告を添加等を行い、当該システムやバス停上屋等の維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。対象地域はバスロケーションシステムが稼働している盛岡市周辺地域を想定している。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらかつバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上屋等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加し、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令」欄記載の規制のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)岩手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)	岩手県	盛岡市	警察庁 国土交通省
1085010	オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化	・オープンカフェの実施について、地方自治体や地元警察、地元商工会、地域住民等複数主体が参加する地域参加型の協議会を設け協議することにより、長期間、継続的な実施ができるようにする。 ・現状、道路法、道路交通法にオープンカフェは明確には位置付けられておらず、各許可権者の判断次第という状況であるため、地域の賑わいづくりという観点から安定・継続的に実施できるようにどのような形態、どのような物件が認められるのか、基準を明確にする。	・現在、オープンカフェの実施は社会実験的に短期間実施されるケースが多いが、継続的に実施することにより、短期的では費用面等でなかなか取組むことができない店舗の積極的な参加が期待でき、中心市街地の活性化につなげる。	国土交通省が「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」、警察庁交通局が交通規制課長名で「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」等を出しているが、基準が明確になっている訳ではなく、各許可権者に委ねられている状態であり、そもそもオープンカフェが占用許可のどの基準に合致するのか、どういった物件までが認められるかも不透明である。また、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ない」場合に認める、というものであり、地域づくりという積極的な観点から認める、という形にはなっていない。そこで、基準を明確にし、地域参加型の協議会によって協議することを条件とすることにより、地域の賑わい創出、中心市街地の活性化という観点から積極的な実施ができるよう提案するものである。	愛知県	個人	警察庁 国土交通省
1109140	ストリート・ミュージシャンのライセンス制度	現在、公共の場におけるパフォーマンスに関して条例や道路法などで規制されているので、一定の審査を通過したパフォーマーにはライセンスを付与し、公共の場での活動を公認化する。	オーディションなどで審査し、審査通過アーティストにはライセンスを与え、一般の歩道や公共施設、公共の場での演奏やパフォーマンスを許可し、料金徴収や物販なども可能とする。また、著作権使用料は免除する。	「音楽産業都市」の形成に向けて、道路使用や騒音を巡るトラブルを防ぐだけでなく、町の賑わいを作る。また、ライセンスによりアーティストの実力はハイレベルに保たれる事により地域における芸能文化の発展にも寄与し、アーティストにとっても音楽やパフォーマンスで生活できる環境も整えられる。将来的には新潟県内の音楽関連情報を総合的に収集・発信する活動の核を目指す。	東京都 新潟県	株式会社 アイ・シー・オー プロモーション、 社団法人 日本ニュービ ジネス協議会 連合会	警察庁 文部科学省

01 警察庁 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1018010	寄港地上陸許可の要件緩和	現行法で規定されている寄港地上陸許可を、2ヶ国以上の国・地域を回る周遊型外航クルーズ船による外国人観光客に対しても付与可能とする。	外航クルーズ船による外国人観光客増大を図ることにより、観光による港湾の活性化、並びに外貨獲得による地域経済の振興を図る。具体的には、中国等、一定の国・地域の旅券所持者が我が国へ渡航する場合には、事前に日本政府の在外公館が発給する査証(ビザ)取得が義務づけられていることから、周遊型外航クルーズ船により沖縄県の区域で入・出国する外国人観光客については、特例上陸許可(寄港地上陸許可)によることができるものとする。	沖縄振興特別措置法に基く沖縄振興計画は「国際的海洋性リゾート地の形成」の一環として「クルーズ船の寄港」促進を謳っており、沖縄県及び那覇港管理組合においてもクルーズ船専用岸壁の整備を推進、クルーズ船社や旅行社等への寄港誘致活動を展開しているところ。一般に周遊型外航クルーズ船の乗客は陸上で宿泊もなく、上陸時間もわずか10時間程度に過ぎないにもかかわらず、一般の観光客同様に査証取得が義務づけられていること、及び長時間を要する入国審査等が寄港誘致の大きな障害となっている。日本本土から隔絶した島嶼県で本土への移動手段もほぼ航空機に限定されている沖縄の場合、寄港地上陸許可により外国人乗客の査証取得等にかかる負担を軽減したとしても、寄港地上陸許可には行動範囲の制限が付されることから、効果的に不法滞在等を抑止できると考える。	沖縄県	沖縄県、那覇港管理組合	警察庁 法務省 外務省
1027010	北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置	北海道では積雪低温により冬期間は実地での研修及び技能実習ができない事情を考慮し、農業分野の外国人研修生及び技能実習生については、複数職種での研修及び技能実習を認める。	北海道の露地栽培を対象とした研修及び技能実習では冬期間は実地での作業が困難なことから、複数職種での研修及び技能実習を認める。具体的には、冬期間は当グループ内での活動に限り、関連する他職種(食品加工など)での研修及び技能実習の実施を認め、生産から加工まで一貫して学べるようにする。	提案理由：北海道での露地栽培は積雪等により作業ができないことから、冬期間に他職種での研修を行えるようにすることで、地域間の不均衡状態を解消するとともに、農産物に係る生産から加工・流通まで一貫した研修及び技能実習を行う体制を構築する。 代替措置：受け入れた者が失踪などの問題をおこさないよう、対象者は身元が明らか者に限り、日本滞在中は当グループで準備する施設へ入居させ、安定した生活を過ごせるようにする。	北海道	北武グループ	警察庁 法務省 厚生労働省
1057010	留学生アルバイト時間「28時間/週」の廃止	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本人の一般学生と同様に週40時間労働する機会を得ることにより、働きながら学ぶ留学生を支援する。	既にまちづくり活動を行っている提案主体である宇都宮駅東口まちづくり会社では、福島空港開港、宇都宮駅東口開発を契機に、特にアジアとの国際交流実現を宇都宮のまちづくり戦略の一つとして展開していく方針である。留学生の受け入れ窓口・運営管理を行う国際交流センター(仮称)を主体として定め、アルバイトの斡旋、地元大学での受け入れ等の仕組みとあわせて規制緩和を行うことにより、向学心の高い留学目的の学生を選別し、将来の国際交流のための良質な人材確保を目指す。具体的には中日文化経済交流協会と協力し中国の3年制大学卒業生の日本4年生大学の留学支援、地域大学への留学生の斡旋等を想定している。	新聞・テレビ等ではあたかも多くの留学生(特に中国)が問題を起こすかのように報道されているが、大半の留学生は日本で先端技術等を熱心に学び母国である程度の地位を築くとともにその後母国と日本の交流の要となる人材に育っており、日本の国際化に大きく貢献している。今後国際交流の活発化が予想される一方、アジア留学生は裕福層から一般層へ学生の質が変化しつつあり、一般層では本国以外で比較的学費の安い日本への留学が大学教育を受ける数少ない機会となっている。このような状況下での就労時間の制限は、アジアの先進国である日本が生活に余裕のある留学生のみを選別し、向学心のある留学生の修学の機会を制限しているとも言われかねない。確かに就労目的の留学生の受け入れには問題があるため、本提案では既に実施されている留学生の支援組織と連携しつつ規制を緩和することで宇都宮における国際交流を進展させることを提案している。	栃木県	宇都宮駅東口まちづくり株式会社	警察庁 法務省
2003010	留学生のアルバイト労働時間の制限緩和	入管法で在留資格が留学の場合、アルバイトが出来る時間数は1週間に付き最長28時間と制限されている。このため、採用側が雇い入れを諦めたり、苦学留学生の生活困窮の一因となっている。については実態に合わせ、このアルバイト労働時間の規制を緩和すべきである。		少子高齢化で国内労働者が不足する中、留学生アルバイトの労働力も重要になってきている。特に留学生についてはサービス業に従事することが多く、時間規制によりアルバイト先の選択を狭めている。アルバイト労働時間の規制を緩和することにより、就労先の選択が広がると同時に苦学留学生の生活を助けることになる。また卒業後も優秀な学生が日本に残り国際化社会の新たな労働力の担い手となり得る。	東京都	(株)センサップ、(社)日本ニュービジネス協議会連合会	警察庁 法務省

01 警察庁 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1063010	在留外国人の介護福祉士への養成と国家資格取得後の老人介護施設での就労	外国人介護福祉士の研修・就労の受入れは、18年9月にフィリピンとのEPAにて一部解禁されたのは、周知の事実である。しかし、今後、介護を必要とする高齢者は激増し、今回の受入れ枠では十分とはいえない。そこで、老人介護施設の整備に伴い、介護人材を特に必要としている地域には次の規制を緩和する。留学卒業生などで、日本に在住する外国人で、一定レベルの語学力と見識を持った者を介護福祉士として養成し、国家資格取得後の就労を認める。	外国人留学卒業生の日本での就職率は、約20%で、就職したくても就職が出来ない者が多数いると予想される。日本語を習熟し、日本文化を知る大学卒業生に、更に留学・専門学校卒業生などで且、母国の大学卒業生または母国の看護師資格を持つ者を介護福祉士として養成し、就業の機会を拡げ活用する。横浜市は日本最大規模の政令市で、高齢人口も急増し、それに伴い介護施設を増設しているが、介護人材の不足が顕著である。開港150年間近な国際都市として、高齢社会への対応は待ったなしの必須要件であり、国際貢献も担いたい。	横浜市では、現在第3期介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームを急ピッチで整備している。加えて、有料老人ホームの増設も進んでいる。高齢社会の進展により高齢者施策はますます重要になるが、介護分野で働きたい人材は反対に先細りの状況にある。世界でも高齢化が進む国は多く、特に中国においては、今後、高齢化の進展は顕著になると考えられる。外国人留学生などに就労の機会を与えると共に、世界で最も高齢化の進んだ日本の現状とその先進技術を学んでもらい、そこで得た知識や技術を帰国した後に母国で活用してもらい、一方、急激な整備で人材の確保がままならない横浜市内の老人介護施設運営の安定を図る。	神奈川県	横浜市健康福祉局、横浜市福祉事業経営者会、日総ニフティ株式会社、横浜市社会福祉協議会、横浜市福祉サービス協会、NPOグローバル人材育成協会	警察庁 法務省 厚生労働省
1076013	外国人介護従業者に対し、入学資格を緩和し、資格取得を可能とする。	現在民間企業による介護福祉士養成施設の設定は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常識力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対し、認知症介護の専門家として再教育を行い、ターミナルケアを含む認知症介護の発展を目指す。(別紙詳細添付)	交通の利便性に加え、歴史的文化的財も多量にある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉学両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育)を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	奈良県	ウェルコンサル株式会社	警察庁 厚生労働省
1109150	外国人労働者の雇用基準の緩和	先進生産設備を導入しているジュエリー工場において、IT制御による高度加工工程の前後処理における労働集約作業に従事する労働者については、全体労働者の1割を目処に、外国人の雇用基準を緩和する。	IT系設備を年間一定以上投資(例えば1千万円以上)しているジュエリー企業について、生産専門職の外国人労働者の現在の基準、すなわち「現業の経験10年以上」を緩和する。具体的にはね雇用条件を「現業の経験または労働研修を2年以上」とする。	先進的設備投資を国内で積極的に実施し、手作業との組み合わせにより、これまでにできなかった高度な商品作りにチャレンジできる。工場の海外移転を回避し、日本人の雇用を継続し、地域経済の発展に寄与できる。設備投資の実施を通して、経済波及効果も期待できる。	東京都、山梨県	株式会社 光彩工芸、社団法人日本ニュービジネス協議会	警察庁 法務省 厚生労働省
1110020	「技術」の必要経験年数の緩和	「技術」の必要経験年数10年から4年に緩和する。	「技術」の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。「技術」の必要経験年数の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	兵庫県	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省

01 警察庁 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1110050	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」(在留期間上限3年)として許容される活動に指定する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加することによって、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	兵庫県	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省
1044010	医療事故救済特区(事故調査委員会の調査と調整する旨の規定の創設)	医療事故発生において、現在の法律では患者、家族が警察に訴えた場合、医師は逮捕される場合がある。医療事故は通常の犯罪と異なる。そこで事故調査委員会の判断が出るまで逮捕などの執行を緩める措置を愛知県内で求めたい。医療現場では医療事故は必ず発生する。現状では突然、医師が逮捕される可能性があるため、医師は多くの患者を抱えながらも、突然逮捕される不安で医療に真摯に集中出来ず、治療中の患者の生命をも危険にさらす可能性も危惧される。そこで事故調査委員会が結論を出すまで逮捕の執行を猶予する措置を求める。	愛知県の主要機関メンバーで理事が構成される日本医学歯学情報機構が中心となり、適正な医療事故の調査を行う。その結果を警察に提出し、この報告書をふまえて審査を行う事により、警察は専門家による詳しい情報を入手するとともに、いわゆる患者よりの一方的な情報による誤認逮捕を防ぐことが出来る。さらに医師はその間に現在治療中の患者への対応等の手配が可能となる。(詳細別紙)	医療界においては医療の高度化、国民の高齢化により医療事故の多発、また患者の医療不信により警察に届け出て刑事事件として対応する事例が生じている。しかも医療を受ける患者は健康状態ではなく医師自身過労などにより一生懸命従事しているに関わらず、発生した事故に対して、何故、犯罪として取り扱われなければならないのか、という思いが強い。現状の刑法においては想定外の状況であると考え。医療事故においては逮捕される前に十分事故調査が専門家らにより行われ、これを参考にして捜査機関は対応するシステムを政令または省令として目指すための特区においてモデル化を試みる。	愛知県	特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構	警察庁 法務省 厚生労働省
1120010	21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」を設置	パチンコ営業店内に貸玉・貸メダル返却所の設置を行うことにより、遊技客に貸出を行った「玉・メダル」を貯玉・再プレー制度の実施及びパチンコ営業店が直接買い戻す。	パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」の設置を行い、新しい賞品交換システムを採用し、「ぱちんこ景品交換所」帰りの遊技客及び「ぱちんこ景品交換所」に対する凶悪犯罪ゼロを目指す。具体的には、(1)遊技客が遊技終了時の結果に応じてパチンコ営業店より賞品の提供を受ける(2)遊技客が遊技終了時の「玉・メダル」をパチンコ営業者に預けて、再来店時に当該遊技球等の返還を受けて遊技を行う貯玉・再プレー制度の活用(3)遊技客がパチンコ営業店より貸りた「玉・メダル」が増えた遊技客に対し、パチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた、「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なパチンコ営業店内で買戻しを行う。	平成18年上半期の犯罪情勢により、ぱちんこ景品買取所に対する強盗事件が増加している現状を重く受止めた上で再度ご提案致します。パチンコ営業店は「現金又は有価証券を賞品として提供すること」が禁止されているために、文献によるところの不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる換金行為が国民の強い換金需要を満たす為に行われており、ぱちんこ景品買取所の大半が人目のつきにくい無防備で安普請な建物の為、それを狙った凶悪で凄惨な犯罪が毎日のように発生しています。これらの犯罪は、パチンコ営業店内で遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をパチンコ営業店が直接買い戻す方式を採用すれば無くなります。そもそもパチンコは日本最大の大衆娯楽産業であり、出玉で射幸心が規制されており、例えば競馬・競輪等の公営ギャンブルや株式投資等は自己責任で無制限に投資出来ることを鑑みても、パチンコ産業だけが過剰規制を受けていると言わざるを得ないのであります。	愛知県	株式会社 玉越	警察庁
1120020	パチンコ営業店における賞品提供方法の見直し	パチンコ営業店が遊技の結果に応じて遊技客へ提供する賞品について、著しく射幸心をそそる賞品提供と認められない場合には、パチンコ営業店の経営裁量にて自由に景品単価を決めることが出来る。	パチンコ営業店が仕入れる商品は、タイミング等により常に仕入単価が変動している。についてはパチンコ営業店の経営裁量により遊技客へ提供する賞品は、パチンコ営業店の自由な裁量価格で提供できるものとし、それにより遊技客及びパチンコ営業店が利益を上げる場合や不利益を被った場合でも自己責任とする。	警察庁の方針である、賞品としての特殊景品提供率の低下および、タバコ等の日用品に代表される一般景品の品揃えおよび提供割合の増加にむけ業界を挙げて努力を行っているところではあるが、低額賞品であればある程、仕入価格と賞品提供価格との差がなく、一般景品の提供を行うことがパチンコ営業者の負担となる場合も決して少なくはない。例えばパチンコ営業者の努力により安価に仕入れた商品を遊技客へ安価で提供することも含め、今後さらなる賞品の取り揃えのためにも著しく射幸心を煽ることの無い金額の範囲内及び方法で、パチンコ営業店の裁量により自由に遊技球等の数量に対応する金額を決定することが出来ることを希望します。	愛知県	株式会社 玉越	警察庁